

## ながさきダンカーズ倶楽部 会則

(名称)

第1条 本会は、ながさきダンカーズ倶楽部（以下「倶楽部」という）と称する。

(事務所)

第2条 倶楽部の事務所（事務局）は、以下の住所に置く。

〒850-0022 長崎市馬町21番1号 長崎市市民活動センター ランタナ内2階

(目的)

第3条 本倶楽部は、団塊シニア世代が集い、これまで培った豊富な経験を有効に発揮できる「セカンドデビュー」のための情報や場の提供等の活動を目的とする。

(事業)

第4条 本倶楽部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 団塊シニア世代のセカンドデビューに関すること
2. シニア世代が主役のまちづくりに関すること
3. アラカン世代のセカンドデビューに関すること

(会員)

第5条 本倶楽部は、倶楽部の趣旨および目的に賛同する個人会員をもって組織する。

1. 会員は所定の様式に従い入会申し込みを行う。
2. 会員個人の活動（宗教、政治活動、営業等の勧誘）は行わないこと。
3. やむをえない事情により退会を希望する者は、退会の旨を会長に申し出ること。
4. 会員としてふさわしくない行為がみられた場合、もしくは倶楽部または他会員に多大な迷惑をかける行為があった場合は除名対象となる。

(会議)

第6条 本倶楽部には次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 例会

(総会)

第7条 総会は、会員で構成し、年に1回の定期総会および臨時総会とする。

1. 総会の議長は会長とする。
2. 総会に付議する事項は以下のとおりとする。
  - (1) 本倶楽部の予算、決算、事業計画、事業報告に関する事項の承認
  - (2) 役員を選出に関する事項の承認
  - (3) 会則の変更に関する事項の承認
  - (4) その他、本倶楽部運営に重要と認められる事項の承認

(役員会)

第8条 役員会は、第10条の役員をもって構成する。

1. 役員会は、会長が招集する。
2. 以下の事項について、役員会がこれを議決する。
  - (1) 総会に諮る事項
  - (2) 役員を選任
  - (3) その他特に役員会で諮ることが必要と認められる事項

(例会)

第9条 例会は原則毎月第3木曜日とし事項は以下のとおりとする。

1. 当該期間の事業報告と事業予定
2. 会員の報告事項
3. 参加費の徴収
4. その他

(役員)

第10条 役員およびその選任と任期は次のとおりとする。

1. 本倶楽部に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 事務局次長 1名
  - (5) 役員 若干名
  - (6) 会計 1名
  - (7) 事業監査 1名
  - (8) 会計監査 1名
2. 監査を除く役員は、役員会で選任し定期総会で承認を得なければならない。
3. 監査は会員の中から総会において選出する。
4. 任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条の2 本倶楽部は顧問を置く事ができる。

1. 顧問は、役員会の意志決定を行う権限を持たないが、相談を受け意見を述べる事ができる。
2. 顧問は役員会で選任し総会で承認を得なければならない。
3. 任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

(会計)

第11条 本倶楽部の運営は次のものを充てる。

1. 参加費 都度 500円
2. 寄付
3. 公共団体との共働事業による助成金
4. その他

(年度)

第12条 本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

本会則は平成25年6月28日から施行する。

平成26年5月23日 一部改訂

平成27年5月23日 一部改訂

平成28年5月21日 一部改訂

平成29年5月27日 一部改訂

令和元年5月11日 一部改訂